

# 兵庫県公報

令和6年1月31日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁訓令	ページ
○ 企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令 .....	1

## 企業庁訓令

### 兵庫県企業庁訓令第1号

本 庁  
地 方 機 関

企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年1月31日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

#### 企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令

企業庁公文書管理要綱（令和2年企業庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第16条において」を「以下」に改める。

第8条第1項第2号中「付箋」を「付箋」に改め、同項第3号中「除く」の右に「。以下「業務システム」という」を加え、同条第3項第2号中「次条第1項第10号及び第10条において「システム処理文書」を「以下「業務システム処理文書」に改める。

第9条第1項第10号ただし書及び第10条中「システム処理文書」を「業務システム処理文書」に改める。

第14条第1項中「及び番号」を「又は番号」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 業務システム処理文書 業務システムにより付される番号

第14条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同条第3項中「表に掲げる地方機関ごとの記号に、文書管理システムにより付される会計年度による」を「各号の区分に応じ、当該各号に定める記号又は」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 業務システム処理文書 業務システムにより付される番号

(2) 前号に掲げる文書以外の文書 次の表に掲げる地方機関ごとの記号に、文書管理システムにより付される会計年度による番号

第14条第4項中「前項」を「前項第2号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の企業庁公文書管理要綱第14条の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に起案する文書について適用し、施行日前に起案した文書については、なお従前の例による。